

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年

内閣府  
財務省  
経済産業省  
令第一号）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について<u>基幹放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（<u>第二条第二十三号</u>）に規定する<u>基幹放送事業者</u>をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）（<u>第三条</u>）に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第五十五条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は<u>同項各号</u>に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさと表示するものとする。</p>	<p>（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について<u>一般放送事業者</u>（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（<u>第二条第三号の二</u>）に規定する<u>一般放送事業者</u>をいう。第五十五条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第五十五条第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさと表示するものとする。</p>

<p>（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第五十五条 令第十条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>二 商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）</p> <p>第五十五条 令第十条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）</p> <p>ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者</p> <p>二 商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>
--	--

## 附 則

この命令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。